

## 第 2 号 議 案

定款の一部変更について

## 第 2 号 議 案

### 定款の一部変更について

農協法及び農協法施行規則の改正に伴い、定款の一部を変更する。  
主な変更点は以下のとおり。

(1) 農協法施行規則の改正に伴う変更

令和 4 年 3 月 3 1 日に施行された改正農協法施行規則により、リスク管理債権の用語・定義変更が行われたことから、該当箇所の変更を行う。

(2) 農協法等の改正に伴う変更

令和 3 年 3 月 1 日に施行された改正農協法及び同施行規則により、組合と役員等との間の補償契約及び役員賠償責任保険契約の内容の決定をする際には、理事会の決議によらなければならないこととされた。また、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこととされた。  
以上を踏まえ、該当箇所の変更を行う。

附帯決議

第 2 号議案の認可申請に際し、行政庁から字句の修正等の指示があるときは、これに対する措置を組合長に一任する。

新旧対照表

変 更 後	現 行
第 8 章 理 事 会 (略) (理事会の決議事項) 第 55 条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。 1～13 (略) 14 不良債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)に定める破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項 15～25 (略) <u>26 法第 35 条の 7 第 1 項に規定する補償契約の内容の決定に関する事項</u> <u>27 法第 35 条の 8 第 1 項に規定する役員賠償責任保険契約の内容の決定に関する事項</u> 28 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項 ②～④ (略) <u>⑤ 第 1 項第 26 号の補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u> (以下略)	第 8 章 理 事 会 (略) (理事会の決議事項) 第 55 条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。 1～13 (略) 14 不良債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)に定める破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項 15～25 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 26 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項 ②～④ (略) <u>(新設)</u> (以下略)

附 則

この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。